

伊豆市告示第57号

伊豆市剪定枝粉碎機購入費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年3月31日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市剪定枝粉碎機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭や自治会で発生する剪定枝等を粉碎処理することで、燃やせるごみの減量化及び再資源化を進めるとともに地球温暖化対策の意識を高めることを目的とし、剪定枝粉碎機の購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、伊豆市剪定枝粉碎機購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、伊豆市補助金交付規則(平成16年伊豆市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、補助金の対象となる剪定枝粉碎機(以下「補助対象機器」という。)とは、樹木を剪定した際に発生する枝葉を破碎、細分化し、堆肥又は植栽地の雑草防止若しくは養生材として利用し、ごみの減量に寄与することを目的に粉碎できる機械をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者又は市内の自治会であること。
- (2) 補助対象機器を市内に設置すること。
- (3) 補助対象機器をその用法に従い使用し、適切に管理できること。
- (4) 市税、上下水道使用料等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器の購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とし、20,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の世帯又は一の自治会につき1台限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、伊豆市剪定枝粉碎機購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の品名及び仕様等が確認できるカタログ等
- (2) 購入金額が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該申請者に伊豆市剪定枝粉碎機購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更承認)

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ交付申請変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止しようとする場合

(3) 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付申請変更（中止）交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に対して通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付について条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象機器の購入が完了した日若しくは代金を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又はその他支払い等が確認できるものの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、当該報告者に交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(請求の手續)

第12条 補助決定者は、前条の交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 補助決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 本条第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の係る粉砕機を他人に譲渡してはならない。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。